

2021年4月27日

「UBS 地球温暖化対応関連株ファンド」受益者の皆様へ

UBS アセット・マネジメント株式会社

### 約款変更（決定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「UBS 地球温暖化対応関連株ファンド」（以下「ベビーファンド」といいます。）および「UBS 地球温暖化対応関連株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の約款変更に係る手続きとして、2021年3月18日を新聞公告日として、受益者の皆様に書面にて通知申し上げ、2021年4月26日までの間、異議申立ての受付を行いました。

上記の異議申立て手続きの結果、異議申立てに係る受益権の合計口数が、2021年3月18日現在の受益権総口数の二分の一を超えませんでしたので、当初の予定通り約款変更を行います。

#### ■約款変更適用日

2021年5月21日

#### ■約款変更の理由と内容

近年、気候変動問題を巡る投資機会の裾野は、新たな知見・技術の蓄積や、異常気象の頻発などによる危機意識の増大と価値観の変化などを背景に、国際機関、政府、アカデミズム、上場企業を含む営利・非営利の各種団体、消費者とあらゆる主体の積極的な取り組みを得て大きく拡大しています。同時に、株式市場を中心とする資本市場側でも、評価尺度の高度化を進めつつ、同問題がもたらす成長機会とリスクの長期的見通しを価格形成により強く織り込む動きが続いています。この流れは今後さらに加速していく見通しであり、気候変動問題は、最早、特定のセクターの企業に対してのみ重大な影響を及ぼす局所的な問題ではなく、あらゆるセクターに属する企業が、その長期的な成長と生き残りを賭けた取り組みを迫られる構造的課題となっている、と理解することが適切だと考えます。

こうした状況に鑑み、弊社としましては、当ファンドおよびマザーファンドがテーマとする気候変動問題をめぐる投資機会をより効果的なものとするために、当該約款における運用の基本方針の一部について変更を行うことが望ましいと判断いたしました。

また、同時に、ファンドの特性をよりイメージしやすいようにファンド名称の変更も行います。

敬具